

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																		
東海医療科学専門学校	平成19年3月16日	斎藤恭明	〒 450-0003 (住所) 愛知県名古屋市中村区名駅南2丁目7番2号 (電話) 052-588-2977																		
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																		
学校法人セミイ学園	平成4年4月1日	野村齊史	〒 450-0003 (住所) 愛知県名古屋市中村区名駅南2丁目7番2号 (電話) 052-551-1233(法人本部)																		
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																
医療	医療専門課程	言語聴覚科	平成29(2017)年度	-	平成28(2016)年度																
学科の目的	本学科は教育基本法の精神に則り、学校教育法に従い、医療に関する職業教育を実践し、社会に貢献しうる有能な言語聴覚士を養成することを目的とする																				
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	取得可能な資格:言語聴覚士(国家資格) 中退率2.2%																				
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技														
2年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入 2,345 単位時間	1,499 単位時間	366 単位時間	480 単位時間	0 単位時間	0 単位時間														
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)																		
80人	49人	0人	0 %																		
就職等の状況	■卒業者数(C) :	20	人																		
	■就職希望者数(D) :	20	人																		
	■就職者数(E) :	14	人																		
	■地元就職者数(F)	9	人																		
	■就職率(E/D) %	70	%																		
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) %	64	%																		
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C) %	70	%																		
■進学者数	0	人																			
■その他																					
未定:6人																					
(令和5年度卒業者に関する令和6年5月1日時点の情報)																					
■主な就職先、業界等 (令和5年度卒業生) 病院、福祉施設等																					
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 有 ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: 一般社団法人 リハビリテーション教育評価機構 受審年月: 令和4年3月31日認定 評価結果を掲載したホームページURL																				
当該学科のホームページURL	https://www.tokai-med.ac.jp/course/speech-therapy/																				
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A : 単位時間による算定)																				
	<table border="1"> <tr> <td>総授業時数</td> <td>2,345 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td> <td>単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td> <td>80 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち必修授業時数</td> <td>2,345 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td> <td>単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td> <td>80 単位時間</td> </tr> <tr> <td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td> <td>単位時間</td> </tr> </table>							総授業時数	2,345 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	80 単位時間	うち必修授業時数	2,345 単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	80 単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位時間
	総授業時数	2,345 単位時間																			
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位時間																			
	うち企業等と連携した演習の授業時数	80 単位時間																			
	うち必修授業時数	2,345 単位時間																			
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位時間																			
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	80 単位時間																			
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位時間																			
	(B : 単位数による算定)																				
<table border="1"> <tr> <td>総授業時数</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td>うち必修授業時数</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td> <td>単位</td> </tr> </table>							総授業時数	単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位	うち企業等と連携した演習の授業時数	単位	うち必修授業時数	単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位	
総授業時数	単位																				
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位																				
うち企業等と連携した演習の授業時数	単位																				
うち必修授業時数	単位																				
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位																				
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位																				
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位																				
<table border="1"> <tr> <td>① 専修学校的専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5人</td> </tr> </table>							① 専修学校的専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	人	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	5人	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	人	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	人	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	人	計	5人			
① 専修学校的専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	人																				
② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	5人																				
③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	人																				
④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	人																				
⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	人																				
計	5人																				
<table border="1"> <tr> <td>上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</td> <td>5人</td> </tr> </table>							上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	5人													
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	5人																				

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1) 教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

職業に必要な実践的かつ専門的な能力及び臨床現場において即戦力となる能力を育成するため、病院、福祉施設、業界団体等との密接な連携を通じ、実践的な専門教育の確保に組織的に取り組み、病院等からの要望、意見を活用し、学校が主体的に教育課程を編成する。

(2) 教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会はセムイ学園運営指針において校長レベルの委員会に位置付けられている。教育課程の編成は先ず、学科教員の起案により学科会議で協議した結果を教育編成委員会で審議し校長が決裁する。

(3) 教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年7月1日現在

名前	所属	任期	種別
籾本 恭明	東海医療科学専門学校	R4.8.1～R6.7.31	
大竹 有二	東海医療科学専門学校	R4.9.1～R6.8.31	
勝見 ひろみ	東海医療科学専門学校	R6.5.1～R8.4.30	
田中 敏彦	東海医療科学専門学校 作業療法科	R5.10.1～R7.9.30	
中村 新一	東海医療科学専門学校 臨床工学科	R5.10.1～R7.9.30	
三輪 文昭	東海医療科学専門学校	R4.9.1～R6.8.31	
梁川 美子	東海医療科学専門学校 臨床工学科	R5.10.1～R7.9.30	
奥地 伸城	東海医療科学専門学校 理学療法科	R5.10.1～R7.9.30	
辻 智之	東海医療科学専門学校 理学療法科	R5.10.1～R7.9.30	
角本 裕之進	東海医療科学専門学校 作業療法科	R5.10.1～R7.9.30	
近藤 英隆	東海医療科学専門学校 柔道整復科	R5.4.1～R7.3.31	
若月 康次	東海医療科学専門学校 柔道整復科	R5.6.1～R7.5.31	
鬼頭 宏	東海医療科学専門学校 柔道整復科	R5.10.1～R7.9.30	
小林 二成	東海医療科学専門学校 言語聴覚科	R5.10.1～R7.9.30	
大内田 潤子	東海医療科学専門学校 言語聴覚科	R5.10.1～R7.9.30	
高山 久志	東海医療科学専門学校 社会福祉科(昼間課程)	R4.9.1～R6.8.31	
檜垣 道隆	東海医療科学専門学校 社会福祉科(昼間課程)	R4.9.1～R6.8.31	
伊原 正	鈴鹿医療科学大学	R5.9.1～R7.8.31	②
皆川 和也	独立行政法人地域医療機能推進機構 中京病院	R5.5.1～R7.4.30	③
伊井 友昭	医療法人有心会 大幸砂田橋クリニック	R5.5.1～R7.4.30	③
池野 優弘	公益社団法人愛知県理学療法士会	R6.5.1～R8.4.30	①
永田 英貴	日本赤十字社愛知医療センター 名古屋第二病院	R5.4.1～R7.3.31	③
稻垣 毅	一般社団法人愛知県作業療法士会	R5.10.1～R7.9.30	①
奥川 慎二	社会福祉法人杏嶺会 一宮医療療育センター	R4.9.1～R6.8.31	③
石川 益郎	公益社団法人愛知県柔道整復師会	R5.6.1～R7.5.31	①
西堀 敦則	高見接骨院	R4.9.1～R6.8.31	③
高木 健吾	社会福祉法人聖霊会 聖霊病院	R5.5.1～R7.4.30	③
鈴木 俊夫	一般社団法人日本口腔ケア学会	R5.9.1～R7.8.31	①
高橋 知己	一般社団法人愛知県社会福祉士会	R4.9.1～R6.8.31	①

知久 能之	社会福祉法人さつき福祉会	R4.9.1～R6.8.31	(3)									
※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。 (当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「一」を記載してください。)												
<p>①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、 地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)</p> <p>②学会や学術機関等の有識者</p> <p>③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員</p>												
(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期 (年間の開催数及び開催時期) 年2回（6月、11月）												
(開催日時(実績)) 第1回 令和5年6月10日 17:00～18:20 第2回 令和5年11月11日 17:00～18:20												
(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況 ※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。 検査の手技よりも手続きをしっかり覚えられるようグループワークだけではなく一人で考えて判断するような教育が必要と考え、学生の声を聴きながら講義、演習に取り入れていく。 指定規則に盛り込まれている、実習先との連携について、成績表を細目ごとにコメントができるように、成績表の見直しを行い改善したい。また、実習先の先生と相談しながら学生のサポート体制を見直したい。 レポートの書き方がわからないと訴える学生が多いことについて、1年の早い段階からSOAPについて指導するよう、専任教員の授業に取り入れていきたい。												
2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係												
(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針 厚生労働省の定める臨床実習施設の要件にあった施設・病院であって、実習の受け入れ実績のある施設や、病院・企業から当該病院・企業に所属する臨床経験5年以上の言語聴覚関連実務者を講師として派遣し、校内の教室、設備等を活用した指導などの協力を得られる施設を選定している。言語聴覚分野における実的な業教育として、病院の言語聴覚士の指導のもと演習及び臨床実習を実施し、臨床に即した知識と技術を習得する。												
(2)実習・演習等における企業等との連携内容 ※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記 病院等の講師が事前に担当教員と打ち合わせを行い、実習の内容、学修成果の達成度評価指標等について定める。病院等の講師の臨床的な視点で授業を開催する。授業終了後に担当教員と意見交換をし、他の授業との関連性や学生理解度などを確認し、生徒の学習状況によっては学習支援をする。実習終了時には講師による生徒の学修結果の評価を踏まえ担当教員が成績評価を行う。												
(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目 名</th> <th>科 目 概 要</th> <th>連 携 企 業 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>失語症Ⅲ(評価・訓練・症例検討)</td> <td>コミュニケーション障害の臨床分析と総合評価を行い、訓練計画の立案能力と報告書作成能力の養成を目指す。</td> <td>愛知学院大学</td> </tr> <tr> <td>失語症Ⅳ(スクリーニング、訓練プログラムの作成)</td> <td>臨床失語症学において、初回面接から訓練プログラムの立案・実際までの実践的手技を習得する。</td> <td>愛知学院大学</td> </tr> </tbody> </table>				科 目 名	科 目 概 要	連 携 企 業 等	失語症Ⅲ(評価・訓練・症例検討)	コミュニケーション障害の臨床分析と総合評価を行い、訓練計画の立案能力と報告書作成能力の養成を目指す。	愛知学院大学	失語症Ⅳ(スクリーニング、訓練プログラムの作成)	臨床失語症学において、初回面接から訓練プログラムの立案・実際までの実践的手技を習得する。	愛知学院大学
科 目 名	科 目 概 要	連 携 企 業 等										
失語症Ⅲ(評価・訓練・症例検討)	コミュニケーション障害の臨床分析と総合評価を行い、訓練計画の立案能力と報告書作成能力の養成を目指す。	愛知学院大学										
失語症Ⅳ(スクリーニング、訓練プログラムの作成)	臨床失語症学において、初回面接から訓練プログラムの立案・実際までの実践的手技を習得する。	愛知学院大学										
3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係												
(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針 ※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記 学園が定める教員研修規程に基づき、言語聴覚士の臨床現場の最新の知識及び技術・技能の修得と生徒に対する指導力の向上を方針とし、企業等との連携により、組織的な研修を行っている。 また、教員の専門知識、技術の向上のために言語聴覚に関する学会や言語聴覚士会等の研修会への参加を促している。												
(2)研修等の実績												
①専攻分野における実務に関する研修等												
研修名： 第17回一般社団法人愛知県言語聴覚士会総会・学術集会		連携企業等： 愛知県言語聴覚士会										
期間： 令和5年6月11日(日)		対象： 主に愛知県内の病院施設等に従事する言語聴覚士										
内容 言語聴覚療法に関わる教育講演 一般演題等 総会出席												
研修名： 脳卒中患者に対するリハビリの進め方 ～失語症経験者に学ぶコミュニケーションの極意～		連携企業等： 日本離床学会										

期間:	令和5年7月2日(日)	対象:	PT・OT・ST・Ns			
内容	失語症当事者であるSTによる、失語症患者とのコミュニケーション手段に関する講習					
研修名:	日本言語聴覚学会学術集会	連携企業等:	日本言語聴覚学会			
期間:	令和5年6月23日(金) 24日(土)	対象:	ST			
内容	言語聴覚療法に関わる教育講演 一般演題等					
研修名:	日本摂食嚥下リハビリテーション学会	連携企業等:	日本摂食嚥下リハビリテーション学会			
期間:	令和5年9月2日(土) 3日(日)	対象:	嚥下障害に関わる医療従事者			
内容	摂食嚥下障害における学術講演 教育講演 一般演題 等					
研修名:	日本嚥下医学会総会 学術集会	連携企業等:	日本嚥下医学会			
期間:	令和6年2月9日(金) 10日(土)	対象:	嚥下障害に関わる医療従事者			
内容	摂食嚥下障害における学術講演 教育講演 一般演題 等					
(2)指導力の修得・向上のための研修等						
研修名:	全国リハビリテーション学校協会2023年度教員研修会	連携企業等:	全国リハビリテーション学校協会			
期間:	令和6年2月15日(木)	対象:	養成校教員			
内容	合理的配慮が必要な学生に対しての支援 学校、教職員にもとめられること					
(3)研修等の計画						
①専攻分野における実務に関する研修等						
研修名:	第25回言語聴覚学会	連携企業等:	日本言語聴覚士協会			
期間:	令和6年6月21日～6月22日	対象:	言語聴覚士等			
内容	言語聴覚療法に関わる教育講演 一般演題等					
研修名:	新版K式発達検査講習会(初級)	連携企業等:	京都国際社会福祉センター			
期間:	令和6年7月19日(金)～7月21日(日)	対象:	心埋検査にかかる車門職			
内容	新版K式発達検査技能講習会					
研修名:	第30回日本摂食嚥下リハビリテーション学術大会	連携企業等:	日本摂食嚥下リハビリテーション学会			
期間:	令和6年8月30日(金)～8月31日(土)	対象:	言語聴覚士等			
内容	摂食嚥下障害にかかる教育講演 シンポジウム等					
②指導力の修得・向上のための研修等						
研修名:	第37回教育研究大会・教員研修会	連携企業等:	全国リハビリテーション学校協会			
期間:	令和6年8月30日～8月31日	対象:	専門学校教員等			
内容	ナラティブと最先端医療教育の融合					
4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係						
(1)学校関係者評価の基本方針						
自己評価の客観性を高めるとともに、教職員と学校関係者が学校運営の現状と課題について共通理解を持ち協力することによって、教育活動その他学校運営の改善が適切に行われるようになりますことを目的として学校関係者評価を実施することを基本方針とする。						
(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応						
ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目					
(1)教育理念・目標	1.教育理念(建学の精神)・目的・目標、育成人材像等が明文化されているか。職業教育機関として専修学校教育に必要とされる考え方や指針、内容等が盛り込まれているか 2.社会や関連業界のニーズを踏まえた将来構想を描いているか					
(2)学校運営	1.運営方針は教育理念等に沿ったものになっているか 2.事業計画を作成し、執行しているか 3.運営組織や意思決定機関は効率的なものになっているか 4.教員及び職員の能力評価・能力向上に向けた取組みを行っているか 5.人事・給与に関する制度を確立しているか 6.情報システム化等による業務の効率化が図られているか					

(3)教育活動	1.育理念、教育目的および育成人材像に沿った教育課程を編成・実施しているか 2.各学科の教育目標、育成人材像に向けて、体系的なカリキュラム作成などの取組がなされているか 3.成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準は明確になっているか 4.資格・免許取得のための指導体制があるか 5.(基礎的・汎用的能力(①人間関係形成・社会形成能力、②自己理解・自己管理能力、③課題対応能力、④キャリアプランニング能力)を身につけるための取組が実施されているか
(4)学修成果・教育成果	1.各学科の教育目標、育成人材像に向けてその達成への取り組みと評価がされているか 2.就職率の向上が図られているか 3.資格・免許取得率の向上が図られているか 4.卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか
(5)学生支援	1.学生に対する修学支援に関する支援組織体制を整備し、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるように図っているか 2.就職・進学指導に関する支援体制は整備され、有効に機能しているか 3.学生相談に関する体制は整備されているか 4.学生に対する経済的な支援体制は整備されているか。学生の健康を担う組織体制はあるか。生活環境支援体制を整備しているか 5.退学率の低減が図られているか 6.保証人との連携体制を構築しているか 7.卒業生の動向を把握しているか。社会人のニーズを踏まえた教育環境を整備しているか
(6)教育環境	1.施設、設備は教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか 2.校外の実習について十分な教育体制を整備しているか 3.防災・安全管理に関する体制を整備しているか。防災訓練等を実施しているか
(7)学生の受け入れ募集	1.学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。社会人入学生、留学生、障がい者等、多様な学生の受け入れについて方針を明確にしているか 2.入学選考は、適正かつ公平な基準に基づき行われているか 3.学納金は妥当なものとなっているかか
(8)教育の内部質保証システム	1.法令、専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営を行なっているか 2.個人情報に関する規程を整備し、個人情報に対する対応を取っているか 3.自己評価、学校関係者評価の実施体制を整備しているか 4.各学科の教育目標、育成人材像に向けて自己点検・評価活動の実施体制を確立して改革・改善のためのシステムが構築されているか
(9)財務	1.学校の中長期的な財務基盤は安定しているといえるか 2.予算及び収支計画は有効かつ妥当か。予算及び収支計画に基づき、適正に執行管理を行っているか 3.財務について会計監査が適正におこなわれているか 4.私立学校法に基づく財務情報公開体制を整備し、適切に運用しているか
(10)社会貢献・地域貢献	1.学校の教育資源や施設を利用した社会貢献・地域貢献を行っているか 2.学生のボランティア活動を奨励・支援しているか
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

明確な教育理念・目的を掲げてみえるのが理解できた。

学生・保護者への周知が充分でないとのことでしたので、学内行事等にて周知する機会を増やしていただきたい。併せて、職員への理念の浸透により教育現場でも理念をさらに反映いただきたいとの意見に基づき、今年度からこれまでの教育理念・目的等の表現・周知方法に加え、学生と教職員が共に目標(教育理念の具現化)を達成するための行動指針をわかりやすい言葉(クレド)で示し、理念の深化を図っている。(クレドは志・信念・約束などを表す言葉)クレドの考え方から浸透までを教職員自身が主体的に考え、行動するボトムアップの展開により、学生にも理解し行動できるように進めていく。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名前	所 属	任期	種別
斎藤友久	医療法人仁聖会 碧南クリニック	R3.9.1～R6.8.31	卒業生父兄
林屋裕二	医療法人聰彩会 こどもゆめクリニック	R3.9.1～R6.8.31	卒業生父兄
山田賢太郎	医療法人愛誠会 ゆりクリニック名古屋東	R3.9.1～R6.8.31	企業等委員
池野倫弘	公益社団法人愛知県理学療法士会	R5.9.1～R6.8.31	企業等委員
富田彰	医療法人羊蹄会 ようてい健康増進クリニック	R3.9.1～R6.8.31	企業等委員
内山貴博	医療法人並木会 並木病院	R6.9.1～R9.8.31	企業等委員
加納崇希	わかつたりハビリティサービス	R6.9.1～R9.8.31	企業等委員
知久能之	社会福祉法人さつき福祉会	R5.4.1～R7.3.31	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.tokai-med.ac.jp/about/disclosure/>

公表時期: 令和6年6月30日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本学の教育活動や学校運営の状況に関する情報提供として、学校自己点検評価及び学校関係者評価の結果及び今後の改善方策等を公表・説明を行い、企業等との協力体制を整え、連携を推進する。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	1.学校の教育方針、特色 2.学校の沿革、歴史 3.校長名、所在地、連絡先
(2)各学科等の教育	1.入学者に関する受け入れ方針、収容定員 2.カリキュラム 3.国家資格資格取得の実績
(3)教職員	1.教職員数
(4)キャリア教育・実践的職業教育	1.就職支援等への取組支援 2.臨床実習の取組状況
(5)様々な教育活動・教育環境	1.学校行事への取組状況 2.課外活動
(6)学生の生活支援	1.学生支援への取組状況(学生相談)
(7)学生納付金・修学支援	1.学生納付金の取扱 2.学内・学外奨学金制度
(8)学校の財務	1.事業活動収支計算書
(9)学校評価	1.学校自己評価・学校関係者評価の結果
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.tokai-med.ac.jp/about/disclosure/>

公表時期: 令和6年6月30日

授業科目等の概要

#REF!																	
必修	選択必修	自由選択	授業科目名	授業科目概要			配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
				講義	演習	実験・実習・実技				校内	校外	専任	兼任				
1	○		医学概論	医療や介護の基本となる事柄について理解し、将来医療人として社会貢献を行うために必要な自覚と決意を得ることを目的とする。			1前	15	1	○	△		○		○		
2	○		解剖学	言語聴覚士として必要となる基本的な人体の肉眼的構造および組織学的構造を理解するために、人体の諸器官を毎に、その構造について講義を行う。			1前	50	2	○			○		○		
3	○		生理学	各種器官系の機能とその調節について概説し、生命の仕組みについての理解を深める。			1通	30	1	○			○		○		
4	○		病理学	病気の原因、発生機序、進展、転帰を学び、病気の予防、治療の基礎を理解する。			1前	20	1	○			○		○		
5	○		内科学	医学の一分野の内科学、老年学などの学習を行い、将来正当で効率的な業務を遂行を可能ならしめるために必要な基礎的な知識の習得に努める。			1後	30	1	○			○		○		
6	○		小児科学	胎児期、新生児期、幼児期、学童期、思春期、の小児の成長・発達・疾病・障害などについて広く学習し理解する。			2前	30	1	○			○		○		
7	○		精神医学	代表的精神疾患である統合失調症と気分障害を中心に講義する。各疾患の特性を整理し、治療法の基本的知識を学習する。			1後	15	1	○			○		○		
8	○		リハビリテーション医学	リハビリテーションの理念を導入部として、リハビリテーション医学分野で行われている臨床的内容について概説する。			2前	40	2	○		△	○		○		
9	○		耳鼻咽喉科学	言語聴覚士に必要な耳鼻咽喉科学・頭頸部外科学の概略を理解する。			1前	30	1	○			○		○		
10	○		臨床神経学 I	神経解剖と神経生理学の基礎的な知識について、臨床で用いられる画像を多く用いて、臨床に即した基礎的能力を習得することを目的とする。			1前	30	1	○			○		○		
11	○		臨床神経学 II	個々の聴覚言語障害を理解するうえで、神経解剖と神経生理学の基礎的な知識と欠かせない言語聴覚士としての基礎的能力を学習する。			2前	30	1	○			○		○		
12	○		形成外科学	形成外科診療の実際を理解する。口唇口蓋裂をはじめとする口腔咽頭領域の疾患と病態を理解する。			1前	15	1	○			○		○		

13	○		臨床歯科医学	歯・口腔の解剖と疾患を教授し、それらと言語および言語障害との関係を理解することを目的とする。	1 前	30	1	○			○		○		○
14	○		呼吸発声発語系医学	鼻から始まって咽・喉頭から肺に至る呼吸器の概略を説明し、殊に発声・発語・嚥下に関する諸種の病態、検査、疾患、治療等について説明する。	1 後	30	1	○			○		○		○
15	○		聴覚系医学	聴覚医学に関して解剖、生理、聴覚検査、病態、疾患について説明する。	1 通	30	1	○			○		○		○
16	○		神経系医学	中枢神経系および末梢神経系の正常構造と機能を理解し、主な神経系疾患の病態生理、症候、診断の基礎を理解することを目的とする。	1 前	30	1	○	△		○		○		○
17	○		臨床心理学	臨床心理学の基礎理論、精神病理及び臨床技法について学び、更に、人間理解を深めることを目指す。	1 前	40	2	○			○		○		○
18	○		生涯発達心理学	言語聴覚士になるために必要とされる発達心理学の基礎理論と実際を学ぶ。更に、発達的な視点から人間への理解を深め、人生をより豊かにすることを目指す。	1 前	40	2	○			○		○		○
19	○		学習・認知心理学	知覚・学習・記憶・思考の領域に焦点をあて、これまで行われてきた実験心理学的研究、およびそれに基づき構築された心理学的理論などを紹介する。	1 前	30	2	○			○		○		○
20	○		心理測定法	心理学はしばしば「人間を含む生活体がどのような状況の下で、どのように行動するかを客観的に記述し、生活体の行動を理解し、予測し、統御するための行動の法則を求める科学」と定義される。その研究対象や方法について概説する。	1 通	30	1	○	△		○		○		○
21	○		言語学	言語学に関わる一般的な知識の習得を目指す。また、国家試験に出題されるような日本語文法の関連項目についても講義を行う。	1 前	40	2	○			○		○		○
22	○		音声学	言語聴覚士として必要とされる音声学の知識、特に構音に関する知識を中心に学習する。また、音響分析や知覚実験なども取り入れる。	1 前	60	2	○			○		○		○
23	○		音響学	言語聴覚士として必要とされる音声の生成、聴取に関する音響学の知識を身につける。	1 通	30	1	○			○		○		○
24	○		聴覚心理学	この講義では、物理的な音と、心理的な人の感覚との関係を、これまでに行われている心理実験に基づき、解説する。	1 通	30	1	○			○		○		○
25	○		言語発達学	子どもの言語発達について、認知能力や社会性の発達との関係に注目しながら、その「過程」と「仕組み」を学習する。	1 通	40	2	○			○		○		○
26	○		社会保障制度	社会保障制度ならびに社会福祉等の基礎的内容を学ぶ。	2 前	24	1	○			○		○		○

27	○		リハビリテーション概論	リハビリテーションの定義からアプローチまでの基礎を学ぶ。	1 前	15	1	○	△		○	○	○
28	○		医療福祉教育・関係法規	医療、福祉関係の法規に関する知識を深め、理解する。	1 後	15	1	○			○		○
29	○		言語聴覚障害概論 I (小児)	小児の聴覚障害、言語障害について理解し、言語聴覚士の業務、役割、医療背景の現況を学ぶ。	1 前	30	1	○			○	○	
30	○		言語聴覚障害概論 II (成人)	成人分野の主な障害や実際行われている臨床業務についての概要を理解する。	1 前	30	1	○	△		○	○	
31	○		言語聴覚障害診断学 I (小児)	各種検査の概要・検査方法を学び、言語発達障害児の評価・診断・分析の視点を学ぶ。	1 前	30	1	○	△		○	○	○
32	○		言語聴覚障害診断学 II (成人)	模擬臨床実技試験を実施し、自由会話、検査手技などの技術向上を目指す。	2 前	40	2	○	△		○	○	
33	○		失語症 I (基礎理論・訓練理論)	失語症に関する基礎的理論、失語症タイプと分類診断について学ぶ。	1 通	40	2	○	△		○		○
34	○		失語症 II (検査)	失語症の基礎知識を基に、代表的な失語症検査の意義や方法などを中心に学ぶ。	1 後	30	1	○	△		○	○	
35	○		失語症 III (評価・訓練・症例検討)	コミュニケーション障害の臨床分析と総合評価を行い、訓練計画の立案能力と報告書作成能力の養成を目指す。	2 前	50	2	△	○		○		○
36	○		失語症IV(スクリーニング、訓練プログラムの作成)	臨床失語症学において、初回面接から訓練プログラムの立案・実際までの実践的手技を習得する。	2 前	30	1	△	○		○		○
37	○		高次脳機能障害 I (基礎理論・検査)	多様な症状を生じる高次脳機能障害について全般的な理解を深める。	1 通	30	1	○			○	○	
38	○		高次脳機能障害 II (評価・訓練・症例検討)	高次脳機能障害の評価・鑑別・分析・リハビリテーション技法について学ぶ。	2 前	30	1	○	△		○		○
39	○		言語発達障害 I (概論・MR・SLI・S-S法)	言語発達障害児の評価の方法・指導・訓練法について学ぶ。	1 通	60	2	○	△		○	○	
40	○		言語発達障害 II (各論・評価・実習)	言語発達障害児の言語指導を行い基本的技能の獲得、考え方を学ぶ。	1 通	70	2	△	○		○	○	
41	○		言語発達障害 III (PDD・LD)	自閉症スペクトラム (ASD)を中心に、学習障害 (LD) や注意欠陥多動性障害 (ADHD) なども含めた発達障害の概念の整理。	1 通	20	1	○			○	○	

42	○			言語発達障害 IV (CP・重心)	脳性まひの言語臨床に関する基礎知識を学ぶ。運動障害や重複障害に伴う言語発達障害の発生機序、症状、評価・診断の手続きの基本を学ぶ。姿勢運動発達や咀嚼機能の発達、コミュニケーション発達の特徴と指導・支援の仕方を考える。	1 通	30	1	○	△		○		○
43	○			音声障害	発声に関する基礎事項を復習し、声の障害についての原因、症状、検査、訓練について学ぶ。	1 後	30	1	○	△		○		○
44	○			構音障害 I (運動障害性基礎理論)	運動障害性構音障害（ディサースリア）についての基礎的知識～主要検査手法を学ぶ。	1 前	30	1	○	△		○	○	
45	○			構音障害 II (運動障害性総合・演習)	運動障害性構音障害 (Dysarthria, ディサー スリア)における最新の評価と治療等を実技を含め理解する。	1 通	40	2	△	○		○	○	
46	○			構音障害 III (機能性)	機能性構音障害の基礎的知識と検査・評価・訓練法について学ぶ。	1 後	15	1	○			○	○	
47	○			構音障害 IV (器質性)	器質的構音障害の発生メカニズムと特徴を学ぶとともに、その検査、評価、訓練法について、演習を行ないながら理解を深める。	2 前	30	1	○	△		○		○
48	○			嚥下障害 I (基礎理論)	摂食・嚥下のメカニズムを知る。脳卒中の摂食・嚥下障害リハビリテーションを考える。	1 後	30	1	○			○	○	
49	○			嚥下障害 II (総合・演習)	摂食・嚥下障害の臨床について総合的に理解する。	2 前	40	2	△	○		○	○	
50	○			吃音	吃音の特徴と原因論について説明できる。吃音の言語訓練や支援に必要な評価および支援方法を説明できる。	1 前	15	1	○			○	○	
51	○			聴覚障害 I (小児)	小児聴覚障害について、その診断とりハビリテーションの概要を学ぶ。	1 通	30	1	○			○		○
52	○			聴覚障害 II (各論・小児演習)	聴覚障害児の臨床の全体像を知り、実際の評価、指導について学ぶとともに、必要な技能を身につける。	1 後	46	2	△	○		○	○	
53	○			聴覚障害 III (成人)	聴覚障害成人のリハビリテーションに必要な知識や技術を学ぶ。	2 前	15	1	○			○		○
54	○			聴覚障害 IV (各論・成人演習)	聴覚障害のリハビリテーションに携わる上で必要な知識や技術とその応用を学ぶ。	2 前	30	1	△	○		○		○
55	○			視覚・聴覚二重障害	視覚・聴覚二重障害（盲ろう）者の現状と課題を理解する。	1 後	15	1	○	△		○		○

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
卒業要件：科目試験及び卒業試験に合格する。	1学年の学期区分	2期
履修方法：定められたクラスで授業を受け履修する。	1学期の授業期間	24週

(留意事項)

- （回答用紙）

1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。

2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと